

[ECB]ハト派姿勢の再確認が、ドル高・先進国株高に繋がる。

- Review: ECB(欧州中央銀行)理事会は、資産買入れ期間の延長と、買入れ規模の減額を決定。
 - **主なポイント**: ECB理事会は、2018年1月以降の資産買入れの規模を月額600億ユーロから300億ユーロに減額した上で、買入れ期間は同年9月末まで延長することを決定した。また、必要に応じて、資産買入れの規模や期間を拡大・延長する用意があることも表明し、ハト派姿勢(強力な金融緩和の継続姿勢)を強調した。
 - **市場の反応**: ユーロは、ドルや円などに対して下落。欧州主要国の金利は低下し、株価は上昇した。
- Going Forward: ECBのハト派スタンスの再確認で、当面はドル高と先進国株高が進行しやすい局面に。
 - **為替の見通し**: 短期的には、ドル高(ユーロ安、円安)が進行する可能性があると考え。なぜならば、①「インフレ率の伸び悩み」というECBと共通の課題に直面する中でも、FRB(米連邦準備理事会)は利上げを継続する姿勢を示しているほか、②イエレンFRB議長の後任候補に、金融引き締めに積極的とされるテイラー氏らが挙がっており、③政治面では税制改革への期待が高まり、米国金利がもう一段上昇するリスクがあるためである。
 - **株式の見通し**: 当面は、先進国株式を中心に、底堅く推移すると見る。①世界的に景気や企業業績が堅調な中、米国では税制改革への期待が高まっている。②このような環境下でも、ECBや日銀は強力な金融緩和を継続する姿勢を示しており、対ドルでの通貨安がユーロ圏や日本の株価を一段と押し上げる可能性があるとする。③新興国株式は、景気が堅調な点は好材料だが、ドル高・新興国通貨安が幾分株価の下押し圧力となるだろう。

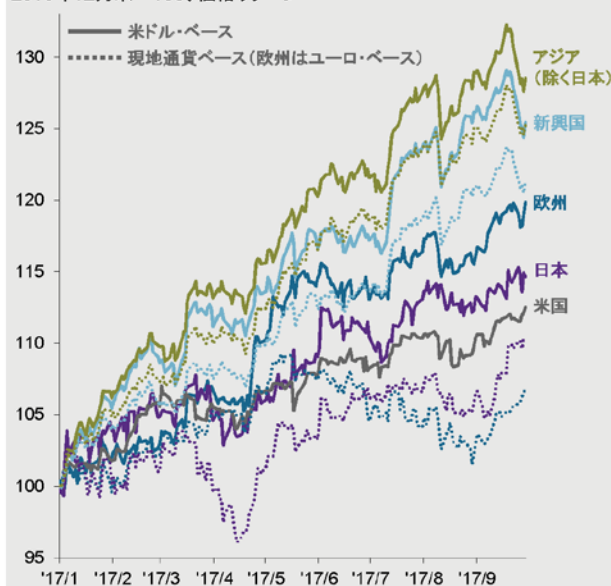
参考図表: Guide to the Markets 2017年10-12月期版42ページ

主要国株式:ドル・ベースのリターンとバリュエーション

GTM - Japan | 42

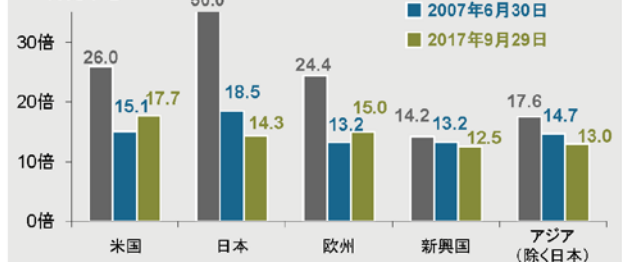
株価の推移

2016年12月末=100、価格リターン

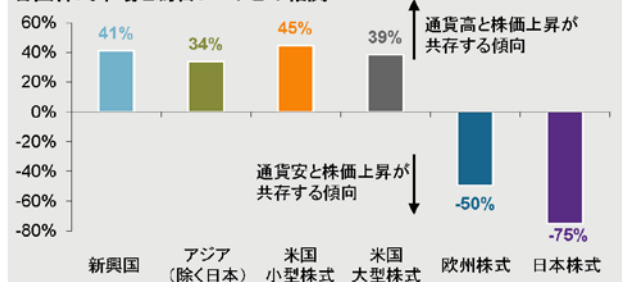


主要国株式の株価収益率(PER)

12カ月先予想



各国株式市場と為替レートとの相関



出所: (左) S&P Dow Jones Indices LLC, 東京証券取引所, MSCI, Bloomberg Finance L.P., J.P. Morgan Asset Management
 (右) S&P Dow Jones Indices LLC, 東京証券取引所, MSCI, Factset, J.P. Morgan Asset Management
 (右) S&P Dow Jones Indices LLC, FTSE Russell, 東京証券取引所, MSCI, J.P. Morgan, Bloomberg Finance L.P., J.P. Morgan Asset Management
 注: (すべて) 使用した指数は次のとおり: 「米国」および「米国大型株式」: S&P 500, 「日本」: TOPIX, 「欧州」: MSCI Europe Index, 「アジア(除く日本)」: MSCI All Country Asia ex Japan Index, 「新興国」: MSCI Emerging Markets Index, 「米国小型株式」: Russell 2000。(右下)「為替レート」は各国の名目実効レートを使用。過去52週。
 データの出所およびもしくは計測時点が異なるため、他のページの数値とは異なる場合がある。
 データは2017年9月30日時点で取得可能な最新のものを掲載。過去のパフォーマンスは将来の成果を示唆・保証するものではありません。

Market Insightsプログラムは、グローバルな金融市場の幅広いデータや解説を、特定の金融商品に言及することなく提供するものです。お客さまの市場に対する理解と投資判断をサポートします。本プログラムは現在の市場データから投資のヒントや環境の変化を読み解きます。

本資料はJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が作成したものです。本資料に記載の見通しは投資の助言や推奨を目的とするものではありません。また、J.P.モルガン・アセット・マネジメントあるいはそのグループ会社において記載の取引を約束するものでもありません。予測、数値、意見、投資手法や戦略は情報提供を目的として記載されたものであり、一定の前提や作成時点の市場環境を基準としており、予告なく変更されることがあります。記載の情報は作成時点で正確と判断されるものを使用していますが、その正確性を保証するものではありません。本資料では、お客さまの投資判断に十分な情報を提供しておらず、証券や金融商品への投資のメリットをお客さまが自身で評価するにあたって使用するものではありません。また、かかる法務、規制、税務、信用、会計に関しては、個別に評価し、投資にあたっては、投資の目的に適合するかどうかに関しては専門家の助言とともに判断してください。投資判断の際には必要な情報をすべて事前に入手してください。投資にはリスクが伴います。投資資産の価値および得られるインカム収入は市場環境や税制により上下するため、投資元本が確保されるものではありません。過去のパフォーマンスおよび利回りは将来の成果を示唆・保証するものではありません。

【ご留意事項】 お客さまの投資判断において重要な情報ですので必ずお読みください。

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、財務状況等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

◆ご注意していただきたい事項について

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、購入、換金の申込の受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の換金(解約)金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

◆ファンドの諸費用について

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資信託の購入時: 購入時手数料(上限3.78%(税抜3.5%))、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額(上限0.5%)

投資信託の保有時: 運用管理費用(信託報酬)(上限年率2.052%(税抜1.9%))

*費用の料率につきましては、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用するすべての公募投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。その他、有価証券の取引等にかかる費用、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税等の実費(または一部みなし額)および監査費用のみなし額がかかります(投資先ファンドを含みます)。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する費用の実費相当額またはみなし額がかかります。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。本資料は、以下のグループ会社により発行されたものです

- ブラジル: バンコ・J.P.モルガンS.A. (ブラジル)
- 英国: JPモルガン・アセット・マネジメント(UK) リミテッド
- 英国以外のEU諸国: JPモルガン・アセット・マネジメント(ヨーロッパ) Sàrl.
- スイス: J.P.モルガン(スイス) SA
- 香港: JFアセット・マネジメント・リミテッド、JPモルガン・ファンズ(アジア) リミテッド、JPモルガン・アセット・マネジメント・リアル・アセット(アジア) リミテッド
- インド: JPモルガン・アセット・マネジメント・インド・プライベート・リミテッド
- シンガポール: JPモルガン・アセット・マネジメント(シンガポール) リミテッド(Co. Reg. No. 197601586K)、JPモルガン・アセット・マネジメント・リアル・アセット(シンガポール) プライベート・リミテッド(Co. Reg. No. 201120355E)
- 台湾: JPモルガン・アセット・マネジメント(台湾) リミテッド、JPモルガン・ファンズ(台湾) リミテッド
- 日本: JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会)
- 韓国: JPモルガン・アセット・マネジメント(韓国) カンパニー・リミテッド
- オーストラリア: JPモルガン・アセット・マネジメント(オーストラリア) リミテッド(ABN 55143832080) (AFSL 376919) (Corporation Act 2001 (Cth) 第761A条および第761G条で定義される販売会社に配布が限定されます)
- カナダ(機関投資家限定): J.P.モルガン・アセット・マネジメント(カナダ) インク
- 米国: JPモルガン・ディストリビューション・サービスズ・インク(FINRA/SIPC会員)、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

本資料は、アジア太平洋地域において、香港、台湾、日本およびシンガポールで配布されます。アジア太平洋地域の他の国では、受取人の使用に限りません。

Copyright 2017 JPMorgan Chase & Co. All rights reserved

Material ID: 0903c02a81f8f649